

医 薬 発 0 8 0 7 第 1 号
令 和 6 年 8 月 7 日

各

都道府県知事 保健所設置市長 特別区長

 殿

厚 生 労 働 省 医 薬 局 長
(公 印 省 略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に
規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。)第二条第十五項に規定する指定薬物等については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成 19 年厚生労働省令第 14 号。)において定めています。

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第 110 号)が公布されましたので、下記について御了知の上、関係各方面に対する周知と適切な指導をお願い申し上げます。

記

1. 指定薬物の指定

(1) 新たに指定された物質

次に掲げる6物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第二条第十五項に規定する指定薬物として指定した。

- ① *N*-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-5-ブロモ-1-ブチル-1*H*-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類
- ② 1-(エチルアミノ)エチル-2-(4-イソプロポキシベンジル)-5-ニトロベンズイミダゾール及びその塩類
- ③ 6a, 7, 8, 10a-テトラヒドロ-6, 6, 9-トリメチル-3-ペンチル-6*H*-ジベンゾ[*b*, *d*]ピラン-1-イル=プロピオネート及びその塩類
- ④ 6a, 7, 10, 10a-テトラヒドロ-6, 6, 9-トリメチル-3-ペンチル-6*H*-ジベンゾ[*b*, *d*]ピラン-1-イル=プロピオネート及びその塩類
- ⑤ 3-ヘプチル-6a, 7, 8, 9, 10, 10a-ヘキサヒドロ-1-メトキシ-6, 6, 9-トリメチル-6*H*-ジベンゾ[*b*, *d*]ピラン及びその塩類
- ⑥ 3-メチル-2-(3,4-メチレンジオキシフェニル)モルフォリン及びその塩類

(2) 指定された物質を含む物

(1)に掲げる物質のいずれかを含有する物(ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。)は指定薬物であり、規制の対象となる。

2. 施行期日

公布の日(令和6年8月7日)から起算して10日を経過した日(令和6年8月17日)から施行する。



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働一〇〇）

〔告 示〕

○日本国に帰化を許可する件（法務二三六）

○ウズベキスタン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二一七）

○円借款の供与に関する日本国政府とチュニジア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二一八）

○円借款の供与に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二一九、二二〇）

○保安林の指定をする件

（農林水産一五一九、一五二五）

六 四

三

二

一

○保安林の指定を解除する件（同一五二六、一五三一）

○道路に関する件

（関東地方整備局二一四）

○道路に関する件

（中部地方整備局七〇）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣

〔皇室事項〕

〔公 告〕

諸 事 項

官庁

有権者申出方、買収前の所有者等への売払い関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係

会社その他

三

八

八

七

七

省

令

○厚生労働省令第百十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年八月七日

厚生労働大臣 武見 敬三

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定薬物） 第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一、三十三 （略） 三十四 N—（ニアミノ）三・三ジメチル—オキソブタン—ニール— 五—プロモ—一—ブチル—一—H—インダゾール—三—カルボキサミド及びその塩類 三十五、五十八 （略） 五十九 一—（エチルアミノ）エチル—ニ—（四—イソプロポキシベンジル）—五—ニトロベンズイミダゾール及びその塩類 六十、百六十一 （略） 百六十二 六 a・七・八・十 a—テトラヒドロ—六・六・九—トリメチル—三—ペンチル—六—H—ジベンゾ「b・d」ピラン—一—イル—プロピオネート及びその塩類	（指定薬物） 第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一、三十三 （略） （新設） 三十四、五十七 （略） （新設） 五十八、百五十九 （略）

指定薬物を指定する省令が公布されました

令和6年8月7日に指定薬物として新たに6物質を指定する省令（※1）が公布され、令和6年8月17日に施行されます。

今回指定された6物質（※2）は、本年8月6日の薬事審議会指定薬物部会において指定薬物とすることが適当とされた物質です。

施行後は、これらの物質とこれらの物質を含む製品の製造、輸入、販売、所持、使用等が原則禁止されます。

※1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第110号）

※2 新たに指定薬物に指定された物質

[物質1] 省令名： N －（1－アミノ－3，3－ジメチル－1－オキソブタン－2－イル）－5－ブロモ－1－ブチル－1 H －インダゾール－3－カルボキサミド
通称等：ADB-5'Br-BUTINACA

[物質2] 省令名：1－（エチルアミノ）エチル－2－（4－イソプロポキシベンジル）－5－ニトロベンズイミダゾール
通称等：N-Desethyl isotonitazene

[物質3] 省令名：6a，7，8，10a－テトラヒドロ－6，6，9－トリメチル－3－ペンチル－6 H －ジベンゾ [b ， d] ピラン－1－イル＝プロピオネート
通称等： Δ^9 -THCOP、 Δ^9 -THC propionate

[物質4] 省令名：6a，7，10，10a－テトラヒドロ－6，6，9－トリメチル－3－ペンチル－6 H －ジベンゾ [b ， d] ピラン－1－イル＝プロピオネート
通称等： Δ^8 -THCOP、 Δ^8 -THC propionate

[物質5] 省令名：3-ヘプチル-6a, 7, 8, 9, 10, 10a-ヘキサヒドロ-1-
-メトキシ-6, 6, 9-トリメチル-6*H*-ジベンゾ [*b*, *d*] ピ
ラン

通称等：HHCPM、O-methyl-HHCP、Hexahydrocannabiphorol methyl ether

[物質6] 省令名：3-メチル-2-(3, 4-メチレンジオキシフェニル) モルフォリ
ン

通称等：3,4-MDPM、3-MDPM、3,4-Methylenedioxyphenmetrazine